

令和2年江南市教育委員会3月臨時会会議録

開催年月日 令和2年3月11日(水)

場 所 江南市防災センター 防災セミナー室(南)

出席委員	教育長	村 良 弘
	教育長職務代理者	後 藤 鎮 全
	委 員	藤 田 佐知子
	委 員	山 田 茂 美
	委 員	野木森 広

説明のため出席した職員

教育部長	菱 田 幹 生
教育課長	稲 田 剛
教育課管理指導主事(統括幹)	伊 藤 勝 治
教育課統括幹兼南部学校給食センター所長	仙 田 隆 志
教育課指導主事(主査)	加 藤 佳 子
教育課指導主事(主査)	坪 内 利 樹

事務局職員	教育課主幹	夫 馬 靖 幸
	教育課主査	都 築 尚 樹
	教育課主事	伊 藤 光

傍聴者数 0名

議事日程

日程第1	会議録署名者の指名
日程第2	議案第10号 江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正について
日程第3	議案第11号 江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について
日程第4	協議題 江南市教職員の人事異動について

午後2時59分 開会

○教育長 ただいまから、教育委員会3月臨時会を開会いたします。

△日程第1 会議録署名者の指名

○教育長 日程第1、会議録署名者には、会議規則第15条第2項の規定により、教育長において、藤田佐知子さん、山田茂美さんを指名いたします。

△日程第2 議案第10号 江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正について

○教育長 日程第2、議案第10号、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課統括幹 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 質疑もないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第11号 江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正について

○教育長 日程第3、議案第11号、江南市立学校給食センター運営委員会規則の一部改正についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(教育課統括幹 資料に基づき説明)

○教育長 説明が終わりました。この件につきまして質疑、意見はありませんか。

○教育長 全体的に改正されているが、改正前の内容は網羅されているのか。

○教育課統括幹 されています。

○教育長 改正前の目的は、江南市立学校給食センターの管理及び運営に関する規則で定められているため、この規則では運営委員会のことについて定めるということか。

○教育課統括幹 そうです。他市町でも、このような規則の策定の仕方となっています。

○野木森委員 旧の第7条第3項中の「会務を処理する」が、新では「会務を総理する」と改められているが、違いはあるのか。

○教育課統括幹 意味は同じとなります。江南市教育委員会規則と表現を合わせました。

○教育長 質疑もつきたようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第4 協議題 江南市教職員の人事異動について

○教育長 日程第4、協議題 江南市教職員の人事異動についてを議題といたしますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」ことになっています。本協議題については、「人事に関する事件その他の事件」に該当しますので、当該の議決については、非公開にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長 御異議なしと認めます。よって、協議題 江南市教職員の人事異動については、非公開とすることに決定いたしました。暫時、休憩いたします。

午後3時12分 休憩

午後3時22分 開議

○教育長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育長 その他、事務局より何かありましたらお願いします。

〔何も無いことを確認〕

○教育長 以上で、当局より提出されました案件はすべて終了しました。これをもって、教育委員会3月臨時会を閉会いたします。

午後3時47分 閉会